

公益財団Uビジョン研究所 講師等に支払う謝金及び費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人Uビジョン研究所（以下「当財団」という。）の定款第3条（目的）及び第4条（事業）の規定に基づき、当財団の行う事業を実施するに当たり発生する謝金並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 講師派遣・セミナーとは、福祉サービスに関する教育・啓発のため、当財団の依頼を受けた者が、福祉サービス従事者、一般市民及び地方公共団体等を対象として行うものをいう。
- (2) 認証・施設評価事業とは、高齢者・障害者生活施設等の実態を調査することで施設等の質を評価し、施設等からの依頼により助言等をするために、当財団から依頼を受けた者により行われるものをいう。
- (3) 講師とは、当財団の依頼を受けて、(1)を行う者をいう。
- (4) 評価者とは、当財団の依頼を受けて(3)を行う者をいう。
- (5) 謝金とは、当財団からの依頼により行う(1)及び(2)の活動遂行の対価として講師及び評価者が当財団から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは区分されるものとする。
- (6) 原稿料（印税を含む。）とは、高齢者・障害者生活施設等及び福祉サービスについて、当財団の依頼を受けた者が執筆することに対して当財団が支払うものをいう。
- (7) 費用とは、活動に当たって、必要となる経費をいう。

(謝金及び原稿料の支給)

第3条 当財団は、講師、評価者及び原稿執筆者の職務執行の対価として謝金及び原稿料を支給することができる。

(謝金及び原稿料の額の決定)

第4条 当財団は、講師派遣・セミナーの講師に対して、次の金額を謝金として支給する。ただし、当財団の常勤の理事にはこの謝金を支給しない。

謝金@1時間	出発地から用務地に到着するまで3時間以上かかる場合の謝金	宿泊を伴う場合
上限 8,000 円	単位時間当たり謝金に加え、日当として 2,000 円	宿泊日当（前泊を含む。）として 4,000 円

- 2 当財団は、認証・施設評価事業の評価者に対して、次の金額を謝金として支給する。ただし、当財団の常勤の理事にはこの謝金を支給しない。

（認証審査に係る謝金）

事前審査料	1回 12,000 円
訪問調査料	1日 16,000 円
最終審査料	1回 15,000 円
リーダー料	1回 10,000 円
夜間観察手当	以下の表の通り

夜間観察手当

施設の定員 (ショート含む)	最大ユニット数	手当(深夜 6000円)	+	時給	×	時間(最大 ユニット数 *20分)	夜間観察手当 合計
29人	3	6,000円	+	3,000円	×	1.00h	9,000円
30-50人	5	6,000円	+	3,000円	×	1.67h	11,000円
51-75人	8	6,000円	+	3,000円	×	2.67h	14,000円
76-100人	10	6,000円	+	3,000円	×	3.33h	16,000円
101-125人	13	6,000円	+	3,000円	×	4.33h	19,000円
126-150人	15	6,000円	+	3,000円	×	5.00h	21,000円
151-175人	18	6,000円	+	3,000円	×	6.00h	24,000円
176-200人	20	6,000円	+	3,000円	×	3.33h	16,000円
201-225人	23	6,000円	+	3,000円	×	3.83h	17,500円
226-250人	25	6,000円	+	3,000円	×	4.17h	18,500円

施設の定員（ショート含む）が176人以上の場合は、1人の評価者がすべての入居者を確認することは難しいため、分担する。ただし、1人の入居者に対して必ず複数名で確認することとする。

(抜き打ち調査に係る謝金)

抜き打ち調査料

施設の定員 (ショート含む)	最大 ユニット 数	手当 (4000*2日 分+6000円 (深夜))	+	時給	×	時間(ユ ニット数 *20分/ユ ニット)	抜き打ち調査料合計
29人	3	14,000円	+	3,000円	×	1.00h	17,000円
30-50人	5	14,000円	+	3,000円	×	1.67h	19,000円
51-75人	8	14,000円	+	3,000円	×	2.67h	22,000円
76-100人	10	14,000円	+	3,000円	×	3.33h	24,000円
101-125人	13	14,000円	+	3,000円	×	4.33h	27,000円
126-150人	15	14,000円	+	3,000円	×	5.00h	29,000円
151-175人	18	14,000円	+	3,000円	×	6.00h	32,000円
176-200人	20	14,000円	+	3,000円	×	3.33h	24,000円
201-225人	23	14,000円	+	3,000円	×	3.83h	25,500円
226-250人	25	14,000円	+	3,000円	×	4.17h	26,500円

施設の定員（ショート含む）が176人以上の場合は、1人の評価者がすべての入居者を確認することは難しいため、分担する。ただし、1人の入居者に対して必ず複数名で確認することとする。

リーダーは、認証審査と抜き打ち調査の報告書を作成する。報告書作成料は施設の定員に応じて以下の通りに支給する。

報告書名 *施設の定員 (ショートも含む)	報告書作成料(認証審査)				
	内部評価改善情報提供書 (ユニット毎の観察報告書、 中間管理職ヒヤリング調査 結果含む)	現状報告書 (@3000*5カテゴリー)	(全体評価) 認定結果 報告書	写真資料	合計
29人	3,000円	15,000円	5,000円	2,000円	25,000円
30-50人	4,500円	15,000円	5,000円	2,000円	26,500円
51-75人	6,500円	15,000円	5,000円	2,000円	28,500円
76-100人	8,500円	15,000円	5,000円	2,000円	30,500円
101-125人	10,500円	15,000円	5,000円	2,000円	32,500円
126-150人	12,500円	15,000円	5,000円	2,000円	34,500円
151-175人	14,500円	15,000円	5,000円	2,000円	36,500円
176-200人	16,500円	15,000円	5,000円	2,000円	38,500円
201-225人	18,500円	15,000円	5,000円	2,000円	40,500円
226-250人	20,500円	15,000円	5,000円	2,000円	42,500円

報告書作成料(抜き打ち調査)					
施設の定員	報告書 夜間観察 報告書	現状報告書 (@3000*5カテゴリー)	抜き打ち調査 実施報告書	写真資料	認証合計
29人	2,500円		5,000円	2,000円	9,500円
30-50人	4,000円		5,000円	2,000円	11,000円
51-75人	6,000円		5,000円	2,000円	13,000円
76-100人	8,000円		5,000円	2,000円	15,000円
101-125人	10,000円		5,000円	2,000円	17,000円
126-150人	12,000円		5,000円	2,000円	19,000円
151-175人	14,000円		5,000円	2,000円	21,000円
176-200人	16,000円		5,000円	2,000円	23,000円
201-225人	18,000円		5,000円	2,000円	25,000円
226-250人	20,000円		5,000円	2,000円	27,000円

同じ法人でかつ施設が同じ敷地内もしくは隣接している場合、かつ同時に審査する場合には、上の規程をベースに別途謝金を決定。

- 3 出版社等から当財団に執筆依頼のあった書籍等の原稿料は、当財団に対して支払われる金額（書籍においては、初版の原稿料）の50%を原稿執筆者に支払う。複数の執筆者がいた場合は、執筆者全員に支払う金額を、執筆量に応じて金額を決定する。

書籍において、増刷分に対して出版社等から支払われる金額は、当財団が全額を取得する。

(謝金及び原稿料の支給方法)

第5条 講師、評価者及び原稿執筆者の謝金及び原稿料の支給については、法令に基づき控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 当財団は、講師、評価者及び原稿執筆者がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。」
- 2 この規程は平成29年11月27日より施行する。(平成29年11月27日以降の支払より適用)
- 3 この規程は平成30年12月4日より施行する。(平成30年12月4日以降の支払より適用)